

三次市教育委員会議案第16号

三次市小中学校県費負担教職員の自家用車公務使用に関する取扱要綱の一部を改正する教育委員会訓令（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（自家用車の公務使用の承認） 第2条 所属長は、この訓令に定めるところにより、次に掲げる行為を認めることができる。</p>	<p>（自家用車の公務使用の承認） 第2条 所属長は、この訓令に定めるところにより、あらかじめ登録した自家用車を公務に使用することを認めることができる。</p>
<p>(1) <u>あらかじめ登録した自家用車の公務への使用</u></p>	<p>—</p>
<p>(2) <u>所属在勤庁が同一である者の同乗</u></p>	<p>—</p>
<p>2 所属長は、この訓令に定めるところにより、必要最小限において、次に掲げる同乗を認めることができる。</p>	<p>—</p>
<p>(1) <u>在勤庁を異にする他所属の者を同乗させること。</u></p>	<p>—</p>
<p>(2) <u>在勤庁を異にする他所属の者が所有する自家用車へ同乗すること。</u></p>	<p>—</p>
<p>3 所属長は、次条第1号から第3号までに掲げる用務又は同条第4号クに掲げる用務でこの訓令の定めるところにより適当と認められるものに限り、児童・生徒の同乗を認めることができる。</p>	<p>2 所属長は、次条第1号から第3号までに掲げる用務又は同条第4号クに掲げる用務でこの訓令の定めるところにより適当と認められるものに限り、児童・生徒の同乗を認めることができる。</p>
<p>4 職員は、<u>前3項の規定に基づく所属長の承認を受けることなく、公務に自家用車を使用し、又は児童・生徒を同乗させてはならない。</u></p>	<p>3 職員は、<u>前2項の規定に基づく所属長の承認を受けることなく、公務に自家用車を使用し、又は児童・生徒を同乗させてはならない。</u></p>